

## 西播朝鮮初中級学校就学援助費交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西播朝鮮初中級学校に在籍する児童生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者（児童生徒に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）のうち、経済的理由により児童生徒を就学させることが困難な者に対して、予算の範囲内において援助費を交付し、その負担を軽減することを目的とする。

### (対象者)

第2条 援助費の交付を受けることができる者は、姫路市に居住し、住民登録基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45の規定に基づき住民基本台帳に記載されている児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認めた者とする。

### (援助費の種類)

第3条 援助費の種類は、学用品費等、宿泊を伴う校外活動費、新入学児童生徒学用品費、通学費及び修学旅行費とする。

### (援助費の支給金額)

第4条 市長は、姫路市就学援助実施要綱（平成19年4月1日制定）第6条に規定する金額の範囲内で援助費を支給するものとする。

### (手続の委任等)

第5条 西播朝鮮初中級学校長（以下「学校長」という。）は、援助費の交付を受けようとする保護者の委任に基づき、援助費の交付申請、請求及び受領に関する手続を行うものとする。

2 当該保護者の委任を受けた学校長は、委任状を徴し、市長に提出しなければならない。

### (交付申請)

第6条 学校長は、西播朝鮮初中級学校就学援助費交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、7月中に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による申請に係る保護者の世帯構成員の前年中の所得を証明する書類を学校長に求めるものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を姫路市就学援助制度認定基準に基づき審査し、援助費の交付の可否を決定するとともに、その旨を学校長を経由して、当該保護者に通知するものとする。

(受給資格報告書及び交付)

第8条 学校長は、援助費の交付決定の後、11月及び3月に、西播朝鮮初中級学校就学援助費受給資格等報告書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、その報告書に基づき、それぞれ援助費の金額を決定し、学校長に通知するとともに、それぞれ当該月に援助費を学校長に交付するものとする。

3 学校長は、援助費を保護者に交付し、領収書を徴さなければならない。

(異動の報告)

第9条 援助費の交付決定を受けた保護者（以下「交付決定者」という。）は、住所変更、退学、児童生徒死亡、保護者変更、児童生徒日本国籍取得等の異動が生じたときは、速やかにその旨を学校長に連絡しなければならない。

(交付決定の変更)

第10条 学校長は、前条の連絡を受けたときは、西播朝鮮初中級学校就学援助費変更交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による変更交付申請のうち、保護者変更に関するものは、第7条の規定を準用する。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号の一に該当するときは、援助費の交付決定を取り消し、既に交付した援助費がある場合には、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により援助費の交付決定を受けていたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により援助費を受給したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(受領報告等)

第12条 学校長は、援助費の交付完了の後速やかに、西播朝鮮初中級学校就学援助費受領報告書に保護者から徴した領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

(様式)

第13条 この要綱に規定する西播朝鮮初中級学校就学援助費交付申請書等の様式は、市長が別に定める。

(施行細則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、援助費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年7月14日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。